

ID: 222

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】 (目的外使用) 第5条 市長は、会館の一部を目的外に使用させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	使用の許可
例規名 根拠条文	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第16条第3項において読み替える場合を含む。)
例規番号	昭和51年条例第30号
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第6条 会館の施設及び設備等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に会館の管理のために必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、会館の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 第3条に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) 会館の使用の許可(第5条に規定する目的外使用の許可を除く。)に関する業務</p> <p>(3) 会館の設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の運営又は維持管理上市長が特に必要であると認める業務</p> <p>3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合の第2条第2項、第3条第5号、第3条の2第3項、第6条、第8条及び第13条の規定の適用については、第2条第2項、第6条、第8条及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第5号中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た」と、第3条の2第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第4条、第8条及び芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(使用者)</p> <p>第4条 会館を使用できるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市に居住する60歳以上の者</p> <p>(2) その他市長が特に使用を認めた者</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき。</p> <p>(2) 引き続き7日を超える使用及び曜日、日時等を指定して独占的使用を行うとき。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p>	

- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用許可の順位)

第6条 使用許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、福祉対象団体のうち芦屋市老人クラブ連合会の申請が最優先し、次にこれを除く他の福祉対象団体の申請が優先するものとする。

2 前項の規定にかかわらず芦屋市は、会館の円滑な運営を妨げない限度内において、優先して使用することができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>施設使用料等の還付承認</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第10条ただし書</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和51年条例第30号</p>		
<p>【根拠条文】 (施設使用料等の還付) 第10条 既納の施設使用料及び附属設備等使用料(以下「施設使用料等」という。)は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。 (施設使用料等の還付) 第12条 条例第10条ただし書の規定による施設使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。 イ 市長が公益上の都合によつて、使用許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを還付する場合 使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 (3) 過納となつた額の全額を還付する場合 第8条の規定による使用の変更が認められた場合で、既に納めた使用料の額が過納となつたとき。 2 条例第9条の2第2項の規定による附属設備等使用料を前納した場合で、使用者が使用の取消しを事前に申し出て認められた場合は、前納した額の全額を還付する。 3 前2項の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書に許可書等を添えて市長に提出しなければならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>3日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 227

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	施設使用料等の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】 (施設使用料等の免除) 第11条 市長は、第5条に規定する使用者に対して公益上特に必要があると認める場合は、施設使用料等の一部又は全部を免除することができる。			
【基準】 根拠条文及び芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (施設使用料等の免除) 第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第9条第2項に定める施設使用料及び条例第9条の2第2項の規定による附属設備等使用料の全額を免除する。 (1) 福祉対象団体が使用するとき。 (2) その他市長が特に必要と認めるとき。 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料の30パーセントの額を免除する。 (1) 芦屋市が主催又は共催する行事に使用するとき。 (2) 市内に所在する国及び他の地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 3 施設使用料又は附属設備等使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第13条(第16条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】			
(特別の設備等の承認)			
第13条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。			
(管理の代行等)			
第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、会館の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。			
2 前項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。			
(1) 第3条に規定する事業に関する業務			
(2) 会館の使用の許可(第5条に規定する目的外使用の許可を除く。)に関する業務			
(3) 会館の設備の維持管理に関する業務			
(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の運営又は維持管理上市長が特に必要であると認める業務			
3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合の第2条第2項、第3条第5号、第3条の2第3項、第6条、第8条及び第13条の規定の適用については、第2条第2項、第6条、第8条及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第5号中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た」と、第3条の2第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	使用の変更の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条第1項(第18条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和51年規則第36号		
【根拠条文】 (使用の変更等) 第8条 使用者が、やむを得ず会館の使用許可事項を変更するときは、使用しようとする日の2週間前までに使用変更願に許可書を添えて市長の許可を受けなければならない。 2 使用許可の変更は1回限りとし、使用許可変更承認書を交付して行う。この場合において、施設使用料に差額がある場合は、その差額を直ちに納入しなければならない。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第18条 条例第16条第1項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合の第5条第1項、第7条第1項、同条第2項、第8条第1項、第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	措置に要する費用の徴収の猶予		
例規名 根拠条項	老人福祉法による費用の徴収に関する規則 第8条		
例規番号	昭和55年規則第22号		
<p>【根拠条文】 (徴収の猶予) 第8条 市長は、納入義務者が災害、疾病その他やむを得ない事由により納入期限までに当該徴収金を納入することが困難であると認めるときは、1年を限度として当該徴収金の徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>ホームヘルプサービス事業の費用徴収の猶予</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市ホームヘルプサービス事業の費用徴収に関する規則 第7条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和59年規則第2号の2</p>		
<p>【根拠条文】 (徴収の猶予) 第7条 市長は、生計中心者が第5条に規定する事由により納入期限までに当該徴収金を納入することが困難であると認めるときは、6か月を限度としてその徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>15日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 241

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>費用の免除</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市高齢者住宅等安心確保事業の費用徴収に関する規則 第5条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成4年規則第20号</p>		
<p>【根拠条文】 (費用の免除) 第5条 市長は、入居者が別に定める事由によるときはその費用を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>15日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 244

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	芦屋市介護保険条例 第10条第1項		
例規番号	平成12年条例第11号		
【根拠条文】			
(保険料の徴収猶予)			
第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。			
(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。			
(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。			
(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。			
(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。			
(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。			
2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。			
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所			
(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月			
(3) 徴収猶予を必要とする理由			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	保険料の減免
例規名 根拠条文	芦屋市介護保険条例 第11条第1項
例規番号	平成12年条例第11号

【根拠条文】

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

【基準】

根拠条文及び芦屋市介護保険条例施行規則第11条の規定による。

(保険料の減免)

第11条 条例第11条に規定する保険料の減免基準については、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定により算出された保険料の減免額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第11条関係)

介護保険料減免基準表

適用号	減免基準	減免の額						
条例第11条第1項第1号	災害により、住宅、家財その他の財産に損害を受けたとき。 ア 半壊、床上浸水及び半焼のとき。 イ 全壊、流出及び全焼のとき。	当該事由が生じた日の属する月から12月分の保険料の 10分の5 全額						
条例第11条第1項第2号、第3号、第4号	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="475 394 746 1061">世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者であるとき。</td> <td data-bbox="746 394 1018 1061">第1号被保険者の収入が著しく減少し、保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年分(以下「当該年分」という。)の所得金額が1,500万円未満であり、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められるとき。</td> <td data-bbox="1018 394 1331 1061">保険料の賦課期日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1061 746 1599">世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者以外のものであるとき。</td> <td data-bbox="746 1061 1018 1599">世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少し、保険料を納付しようとする年分の所得金額が、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められる場合で、市民税が世帯非課税となるとき。</td> <td data-bbox="1018 1061 1331 1599">当該年度分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して得た額に、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額</td> </tr> </table>	世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者であるとき。	第1号被保険者の収入が著しく減少し、保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年分(以下「当該年分」という。)の所得金額が1,500万円未満であり、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められるとき。	保険料の賦課期日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額	世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者以外のものであるとき。	世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少し、保険料を納付しようとする年分の所得金額が、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められる場合で、市民税が世帯非課税となるとき。	当該年度分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して得た額に、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額	
世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者であるとき。	第1号被保険者の収入が著しく減少し、保険料の賦課期日(法第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年分(以下「当該年分」という。)の所得金額が1,500万円未満であり、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められるとき。	保険料の賦課期日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額						
世帯の生計を主として維持する者が第1号被保険者以外のものであるとき。	世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少し、保険料を納付しようとする年分の所得金額が、当該保険料の算定の基になった年分の所得金額に比し、2分の1以下になると認められる場合で、市民税が世帯非課税となるとき。	当該年度分の保険料率の額から減少後の所得金額に応じて適用されるべき条例第4条第1項各号に該当する保険料率を控除した額を12で除して得た額に、当該事由が生じた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額						
条例第11条第1項第5号	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="475 1599 1018 1912">第1号被保険者が法第63条に規定する施設に拘禁されているとき。</td> <td data-bbox="1018 1599 1331 1912">当該年度分の保険料率の額を12で除して得た額に、当該拘禁された日の属する月から当該拘禁を解かれた日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1912 1018 2128">第1号被保険者が市民税世帯非課税で老齢福祉年金及び無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者であるとき。 条例第4条第1項第1号に該当し、保険料の賦課期日(当該賦課期日後に第1号被保</td> <td data-bbox="1018 1912 1331 2128">左欄に掲げる者の保険料率から条例第4条第1項第5号で規定する保険料率に0.225を乗じて得た額を控除した額</td> </tr> </table>	第1号被保険者が法第63条に規定する施設に拘禁されているとき。	当該年度分の保険料率の額を12で除して得た額に、当該拘禁された日の属する月から当該拘禁を解かれた日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額	第1号被保険者が市民税世帯非課税で老齢福祉年金及び無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者であるとき。 条例第4条第1項第1号に該当し、保険料の賦課期日(当該賦課期日後に第1号被保	左欄に掲げる者の保険料率から条例第4条第1項第5号で規定する保険料率に0.225を乗じて得た額を控除した額			
第1号被保険者が法第63条に規定する施設に拘禁されているとき。	当該年度分の保険料率の額を12で除して得た額に、当該拘禁された日の属する月から当該拘禁を解かれた日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額							
第1号被保険者が市民税世帯非課税で老齢福祉年金及び無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者であるとき。 条例第4条第1項第1号に該当し、保険料の賦課期日(当該賦課期日後に第1号被保	左欄に掲げる者の保険料率から条例第4条第1項第5号で規定する保険料率に0.225を乗じて得た額を控除した額							

	<p>険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日をいう。以下同じ。)現在において次の各号のいずれにも該当する者。ただし、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号イ、ロ及びニに該当する者を除く。</p> <p>(1) 当該第1号被保険者が属する世帯全員の前年の収入合計額が60万円(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき175,000円を加算した金額)以下である者</p> <p>(2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税が課されている者と生計を共にしていない者</p> <p>(3) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税課税者の被扶養者となっていない者</p> <p>(4) 資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあると認められる者</p>		
	<p>条例第4条第1項第2号又は第3号に該当し、保険料の賦課期日現在において次の各号のいずれにも該当する者。ただし、令第39条第1項第2号ロ及び第3号ロに該当する者を除く。</p> <p>(1) 当該第1号被保険者が属する世帯全員の前年の収入合計額が60万円(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき175,000円を加算した金額)を超え150万円(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した金額)以下である者</p> <p>(2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税が課されている者と生計を共にしていない者</p> <p>(3) 保険料の賦課期日の属する年度分の市民税課税者の被扶養者となっていない者</p> <p>(4) 資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあると認められる者</p>	<p>左欄に掲げる者のうち、条例第4条第1項第2号に該当する者にあつてはその者の保険料率から同条第1項第5号で規定する保険料率に0.3013を乗じて得た額を、同条第1項第3号に該当する者にあつてはその者の保険料率から同条第1項第5号で規定する保険料率に0.5を乗じて得た額を控除した額</p>	

条例適用申請に対する処分個票

	その他市長が特に必要があると認めるとき。	必要と認める額	
<p>備考</p> <p>1 災害等による損害の程度は、消防署長の証明する書類によるものとする。</p> <p>2 上記の所得金額には、譲渡所得、一時所得などの臨時的な所得は含まないものとする。</p> <p>3 2以上の減免事由がある場合には、減免額の多い方の規定を適用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日

ID: 248

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	利用の決定		
例規名 根拠条項	芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則 第9条第2項		
例規番号	平成12年規則第43号		
【根拠条文】			
(入所の申込み及び利用決定)			
第9条 この事業を利用しようとする者の介護者は、入所の理由が生じたとき、市長に所定の申請書を提出するものとする。			
2 市長は、前項の申込みを受けたときは、速やかに利用の可否を決定し、その旨を介護者に通知するとともに、入所を必要とする場合にあっては、指定施設に入所依頼するものとする。			
【基準】			
根拠条文及び第4条の規定による。			
(利用対象者)			
第4条 この事業の利用対象者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。ただし、感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれのある者及び疾病等により医療機関に入院して治療を受ける必要がある者を除く。			
(1) 65歳以上の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第18条に規定する保険給付を受けない生活支援の必要な高齢者。ただし、市長が特に認める場合は、60歳から64歳までの者を対象とすることができる。			
(2) その他市長が特に必要と認める者			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>利用料の減免</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則 第13条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成12年規則第43号</p>		
<p>【根拠条文】 (利用料の減免) 第13条 市長は、利用料の負担が困難である特別な事情が認められるときは、前条に規定する利用料を減免又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>15日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 254

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成7年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 前条第2号及び第3号に規定する者がデイサービスセンターを利用しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び第6条の規定による。 (利用者の範囲) 第4条 デイサービスセンターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護に係る同法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給を受けることができる者又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給を受けることができる者 (2) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者 (利用の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止させることができる。 (1) デイサービスセンターの利用が適さないと認められるとき。 (2) デイサービスセンターの管理運営上支障があると認められるとき。 (3) その他市長がその利用を不相当と認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日